



伊丹市マスコット たみまる

伊丹市 地域福祉計画(第3次)

令和3年(2021年)～令和10年(2028年)

itami
伊丹市

人の絆 地域のつながり

ともに支え合う

『共生福祉社会』をめざして



急速な少子高齢化・人口減少社会の進展に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、わが国の社会構造を大きく変革し、家族や地域、社会のあり方に大きな影響を与えています。

こうしたことを背景として、地域・家庭・職場といった生活のさまざまな場において、人々とのつながりや支え合いの基盤は弱まり、複雑・複合化した生活課題への対応が困難となっています。また、誰にも相談できず、適切な支援に結びつかないことなどにより、問題が深刻化するケースが増えています。

この度、本市ではこのような社会情勢を踏まえ、令和3年度からの8年間を計画期間とする「伊丹市地域福祉計画（第3次）」を策定しました。

今回の計画では、これまでの制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」といった関係性を超えて、地域のつながりを再構築し、課題解決力を強化する包括的支援体制の整備に向けた具体的な取り組みを盛り込んでいます。

人と人とのつながりを主軸として、困った時に助け合う顔の見える関係づくり、お互いを認め合い、支え合うことが可能なまちづくりを通じて、引き続き、すべての市民が「つながり」を大切にしながら、住み慣れた地域の中で、安心して自分らしく暮らしていける「共生福祉社会」の実現をめざします。

最後になりましたが、本計画の策定にご協力いただきました皆さまへ、厚くお礼申し上げます。

令和3年（2021年）3月

伊丹市長 藤原保幸

■ 地域福祉計画策定の原則

地域福祉計画（第3次）策定にあたっては、次のような原則を基本として策定しています。

1 市民主体の原則 —地域福祉をつくっていく主体は市民自身です—

地域福祉という概念や実践には「完成された状態」はなく、地域の実態に合わせて、常につくり続けていくものです。

この地域福祉を創造していく主体は、当事者も含めた市民自身です。用意された舞台に市民が参加するというよりも、舞台そのものを市民がつくり出すという意味で、市民参加の概念も含んでおり、市民自治の確立をめざした「市民主体の原則」のもとに地域福祉計画を策定しています。

2 当事者主体の原則 —地域福祉は当事者の立場からつくっていくものです—

地域福祉はサービスを提供する専門職の、あるいは活動する市民の主導のもとに当事者が置かれるのではなく、当事者の主導でサービスや活動を利用していくものです。こうした「当事者主体の原則」のもとに地域福祉計画を策定しています。

これは当事者の選択権や自己決定権、あるいは消費者としての主体的な権利の行使が可能となるような仕組みの構築をめざしていくことを意味します。権利擁護の仕組みづくりもこうした原則をベースに構築していく必要があります。

3 ネットワーク化と協議・協働の原則 —地域福祉をつくり推進していくのは

多様な主体間の協働です—

地域におけるさまざまな社会資源や市民による諸活動、あるいは機関や事業者、NPO法人だけでなく、行政のセクショナリズムを超えてネットワーク化を図ることで、より効果的・効率的な地域福祉の構築をめざす必要があります。

ネットワーク化を進めることは、地域福祉を推進していくにあたって、市民と行政をはじめとするさまざまな主体がパートナーシップを構築し、協議・協働して取り組んでいくことです。

こうした「ネットワーク化と協議・協働の原則」のもとに地域福祉計画を策定しています。

4 地域生活の原則 —地域福祉の舞台はあくまでも「地域」です—

地域生活は生活上のさまざまな課題が発生する場であると同時に、そうした課題の緩和・解決を図っていく場でもあります。

市民が地域社会の中で、お互いに支え合いながら、いきいきと自立・自律した生活を営めることをめざす必要があります。市民が生活課題の解決のために必要なサービスや活動を利用したり、社会資源や活動をつくり出ししたりする舞台は、あくまでも地域です。

こうした「地域生活の原則」のもとに地域福祉計画を策定しています。

目 次

第1章 伊丹市地域福祉計画（第3次）の策定にあたって	1
1. 地域福祉計画（第3次）策定の背景	1
1) 伊丹市地域福祉計画	1
2) ウィズコロナ時代の課題	1
3) 国の取り組み	2
2. 地域福祉とは	4
3. 伊丹市の進める地域福祉とその仕組みづくり	8
1) これまでの取り組みの経緯	8
2) 地域福祉のさらなる推進に向けて	8
4. 地域福祉計画の位置づけ	9
1) 計画の期間	9
2) 他計画との関係	9
3) 持続可能な開発目標（SDGs）の取り組み	11
4) 伊丹市社会福祉協議会との協働	12
5) さまざまな地域福祉活動	14
5. 計画策定の体制	17
第2章 伊丹市地域福祉計画（第3次）のめざすところ	18
1. 計画の理念とその柱	18
1) 計画の理念－「共生福祉社会の実現」	18
2) 理念を構成する4つの柱	19
2. 計画の体系	20
第3章 計画の理念と目標達成のための主要な取り組み	23
目標1 つながり合い、支え合う共生のまちづくり	23
基本施策1 地域丸ごとの共生のまちづくり	23
基本施策2 日常生活圏域における地域福祉活動の推進	26
基本施策3 全市的で多様な地域福祉活動への支援	28
基本施策4 共生のまちづくりのための福祉教育	30
目標2 多様な主体の協働による誰もが活躍できる仕組みづくり	31
基本施策1 社会資源の連携と開発	31
基本施策2 地域の見守り体制の充実	33
基本施策3 災害にも強い日常的な支援体制の構築	35
目標3 誰もが自分らしく暮らすための体制づくり	38
基本施策1 総合相談支援体制の充実	38
基本施策2 権利擁護支援体制の強化	42
基本施策3 情報提供体制の充実	44

第4章 計画を実効性のあるものにするために	46
1. 計画の推進体制	46
2. 計画の進行管理	47
3. 本計画における重点的な取り組み指標	47
資料編	51
1. 伊丹市の地域福祉を取り巻く現状と課題	52
2. 第2次計画における取り組み成果と課題	73
3. 諮問及び答申	78
4. 委員名簿	81
5. 計画の策定経過	83